

哺乳類毒性・刺激性試験(1.0版)

本資料は、林野火災用消火薬剤の評価ガイドラインに基づく哺乳類毒性・刺激性試験の手順を示すものである。なお、本資料の作成に当たっては、米国農務省（USFS）の STP-1.3 の例によることを基本としつつ、試験方法等について、必要に応じて国内の基準に合わせたものとしている。

1 概要

消火薬剤による哺乳類毒性・刺激性を OECD（経済協力開発機構）テストガイドラインの試験方法により確認する。

2 対象

- 延焼抑制剤（濃縮物・混合物）
- 泡消火薬剤・浸潤剤（濃縮物・混合物）
- ゲル剤（濃縮物・混合物）

3 試験方法

試験項目の種類に応じ、下表に示す試験方法に従い試験を実施する。

試験項目	試験方法
急性経口毒性試験	濃縮物及び混合物について、OECD TG420、423 又は 425 に規定された試験方法により行う。なお、いずれの試験方法による場合も、判定基準の評価に必要な用量での試験を要する。
急性経皮毒性試験	濃縮物及び混合物について、OECD TG402 に規定された試験方法により行う。
眼刺激性試験	濃縮物及び混合物について、OECD TG405 に規定された試験方法により行う。
皮膚刺激性試験	濃縮物及び混合物について、OECD TG404 に規定された試験方法により行う。

- ※1 本試験にあつては適切に実施できる体制等を確保することで足りるものである。すなわち、本ガイドラインにおいては、特定の試験機関（例えば、GLP 適合試験施設等）での実施を求めるものではない。
- ※2 本試験は消火薬剤を試料として行うものであり、その含有成分である個々の化学物質を試料として行うものではない。
- ※3 試験は判定基準用量である 1 用量区分のみで実施し、当該試験結果で判定することができる。

4 判定基準

試験項目の種類に応じ、判定基準は下表に示すとおりとする。

試験項目	判定基準
急性経口毒性試験	濃縮物：LD50 ^{※1} > 500 mg/kg 混合物：LD50 ^{※1} > 5000 mg/kg
急性経皮毒性試験	濃縮物及び混合物：LD50 ^{※1} > 2000 mg/kg
眼刺激性試験	濃縮物及び混合物：軽度以下の刺激 ^{※2、3} 刺激が強い場合、保護具及び安全取扱手順を推奨
皮膚刺激性試験	濃縮物及び混合物：一次刺激指数 < 5.0 ^{※3、4} 刺激が強い場合、保護具及び安全取扱手順を推奨（濃縮物のみ）

※1 LD50: Median lethal dose（半数致死量）・・・1群の実験動物の50%を死亡させると予想される単回投与量

※2 眼刺激性試験の判定基準における「軽度以下の刺激」とは、GHS分類（政府向けGHS分類ガイダンス）の区分2B又は区分外をいう。

※3 眼刺激性試験及び皮膚刺激性試験については、原則として閾値となる「軽度以下の刺激」又は「一次刺激指数 < 5.0」を満たす必要がある。閾値を満たさない場合は、保護具の着装その他刺激を軽減するための措置を講じる必要があり、安全取扱手順書の提出を要する。

※4 試験開始後24時間、48時間及び72時間後に認められる紅斑及び浮腫のスコアを合計し、6（2観察部位×3観察時点）で割り、一次刺激性スコアを算出する。

個々の動物の一次刺激性スコアを加算し、試験を実施した動物数で割り「一次刺激指数」を算出する。

変更履歴表

版数	年月日	変更箇所：変更内容
1.0	2026/7/22	新規作成